

しもにたしんりん

SHIMONITASHINRIN

年頭にあたって

石井薫代表理事
組合長挨拶

新年あけましておめでとうございます。
下仁田町森林組合の組合員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。常日頃より当組合の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年はアメリカにおける第2次トランプ政権発足によるトランプ関税により世界全体が振り回され、日本においては米の価格高騰をはじめ物価の値上げに悩まされた1年でした。林業業界では、外材の供給不安定から国産材への回帰がみられましたが、国内住宅着工数の減少から木材需要も盛り上がりえない中、原木価格は大きな変動なく推移いたしました。

そんな状況下でしたが、下仁田町森林組合として大変嬉しいニュースもございました。令和7年11月に実施されました第56回群馬県優良素材展示会において、下仁田町南野牧にて伐採搬出された75生の杉材が、最優秀賞（群馬県知事賞・林野庁長官賞）を受賞することができました。4年連続の快挙であり、改めて下仁田産「かぶら材」のブランド力を大きく高めることができました。

また令和7年11月12日には平成7年杉の木小径木加工センター開業以来、30年間にわたり町内から搬出される小径木間伐材を積極的に活用し、土木資材、環境保全資材、遊具、建築資材等の加工を通して、ぐんま

県産材の活用に地道に努力しているとの功績が認められ、群馬県より「ぐんまの木利用促進功労賞」の拝受の栄に浴することができました。

先人たちの先見の明に感謝するとともに、永年にわたり築き上げてきた実績に改めて敬意を表したいと思います。

現在の森林組合を取り巻く環境として、全国的にも主伐・再造林を積極的に進めていこうという流れがあります。そんな状況下において、林野庁や農林水産省主導による豊富な国内森林資源を利用し、全国で街の木造化を進める取り組みとして「森の国・木の街」の実現に向けて、更なる国産木材利用の機運を高めていく運動が始まりました。当組合も趣旨に賛同し「森の国・木の街」づくり宣言事業体として参画することといたしました。また、持続可能な森林管理のためのプロセス基準とする森林認証材の供給ということも、需要先から強く求められるようになってきました。このような時代の流れの中で当組合としても森林認証を取得することといたしました。当組合を取り巻く経営環境も新しい潮流が起きておりませんが、当組合としても追い風として捉え、組合の業績拡大に結び付けていきたいと考えております。

諸先輩方が残してくれた素晴らしい経営資源をしっかりと生かしながら、本年の干支（午）のごとく更に飛躍できたらと考えております。引き続き役員、職員、従業員が一体となり、行政の指導と共に組合員様のご協力も頂きながら取り組んで参ります。

結びに本年が皆様にとって幸せに満ち充実した年となりますよう心よりお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

優良素材展示会

令和7年12月3日、第56回群馬県優良素材展示会が開催されました。当組合出品材が最優秀賞（林野庁長官賞・群馬県知事賞）を受賞いたしました。4年連続の受賞となります。

下仁田町の杉は「かぶら材」というブランド名で全国各地に出荷されています。かぶら材の高品質を広く知らしめることは、県産木材利用の促進に繋がります。

下仁田町森林組合はこれからも、森の担い手として優良な素材生産に努め、地域の活性化に寄与してまいります。



ぐんま木の利用促進功労賞

令和7年11月12日、県庁昭和庁舎にて令和7年度群馬県環境賞顕彰式及びぐんま木の利用促進功労者表彰式が執り行われました。

下仁田町森林組合は、「優良材の育成及び木材の幅広い活用を目的とした加工施設の運営等により、県産木材の利用促進に寄与」したとして、「ぐんま木の利用促進功労賞」を受賞いたしました。「ぐんま木の利用促進功労者表彰」とは、林業県ぐんま県産木材利用促進条例第15条の規定により、県産木材の利用促進に関し特に優れた取組を行った個人や団体に対し表彰されるものです。加工センターでは、遊具や土木資材などに小径木間伐材を積極的に活用しています。その取り組みが認められ、この度の受賞となりました。下仁田町森林組合はこれからも「伐って、使って、植えて、育てる」、持続可能な森林経営に努めてまいります。



安全パトロール



中間主場



タラ久保



柏木沢



上ノ平



西明線



加工センター



竹ノ際

下仁田町森林組合では、組合長と職員による安全パトロールを毎月1回、組合長・副組合長・代表監事による役員安全パトロールを4月と10月に実施しています。役員による安全パトロールは令和7年4月9日と10月8日に実施しました。安全衛生対策、チェーンソー作業、刈払い作業、機械作業など林業安全管理チェックリスト全55項目を現場ごとに巡回指導します。林業労働災害は長期的には減少傾向にあります。重大災害となる危険性が高く、発生率も他産業と比べて極めて高くなっています。このため、定期的に安全な作業方法や安全管理体制の整備を目的とした安全パトロールを実施しています。今後も労働災害発生ゼロに向け、労働安全に取り組んでまいります。

ご安全に！

下仁田ねぎ祭り



令和7年11月23日、下仁田ねぎ祭りに今年も出店いたしました。当日は地元の方ももちろん、県外からも多くの方が来場され、名物の「特製ねぎま串」や農産物直売など、町全体が活気に包まれました。

下仁田町森林組合はベンチやツール、プランター等の木製品を販売しました。また、スウェーデントーチという丸太のたき火を使った焼きマシユマロや、加工センター名物「軽トラハウス」はまるで秘密基地のようで、こちらもお子様に大好評でした。たくさんのお客様に足をお運びいただき、ありがとうございます。

イベント出店情報は杉の木加工センターのInstagramでも発信しています。ぜひご覧ください。

杉ノ木加工センターではInstagram公式アカウントでイベント出店や製品情報を発信しています。



SUGINOKI.SHIMONITA

ぜひフォローをお願いします！

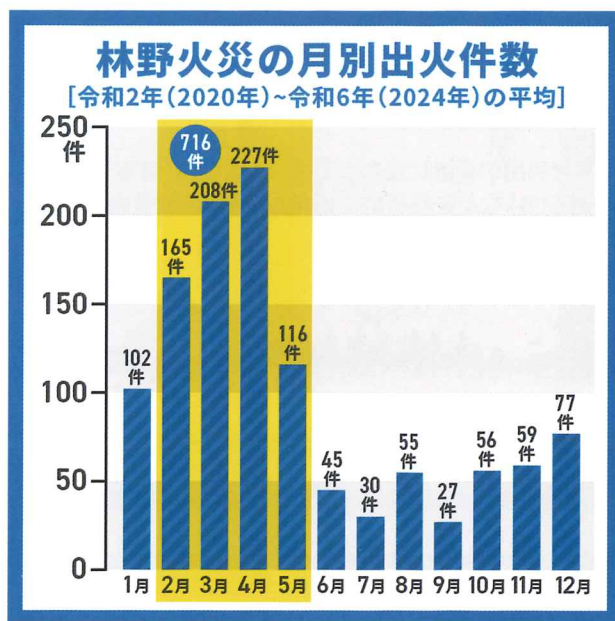
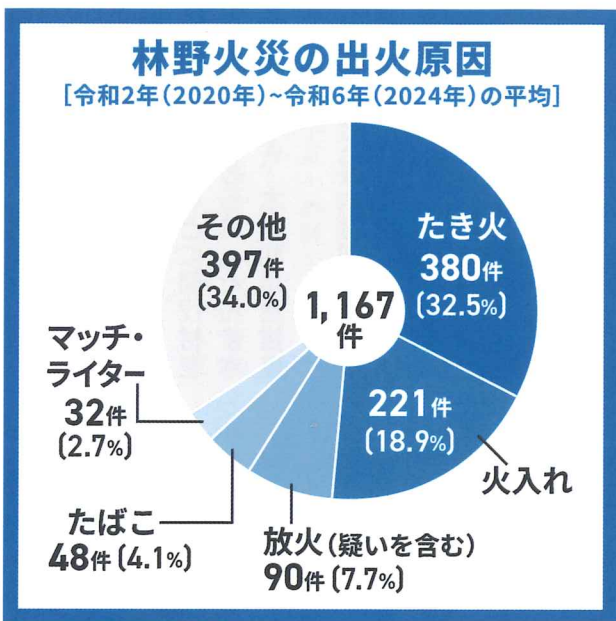


山火事をおこさないために

山火事は出火すると急速に広がり始め、地形の条件等から消防隊の立ち入りが難しく消火活動が困難な場合が多いため、ひとたび発生すると非常に大きな被害をもたらす恐れがあります。

山火事の原因は、人の不注意などによるものがほとんどです。枯れた草を焼却するための「たき火」や、害虫駆除などを目的とした草木を広く焼却する「火入れ」など、その際に消火が不十分であったりすることなどが原因の多くを占めています。

発生は年明けから大きく増え始め、特に2月から5月にかけて多く発生する傾向があります。降水量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くと火災が発生しやすい気象条件が重なっていることも原因とみられます。



山火事は少しの油断で発生します。屋外での火の取り扱いの際には、以下のポイントに十分ご注意ください。

また、令和8年1月からは全国の自治体で「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まりました。「林野火災注意報」は、林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況になったときに発令されるその区域の人々に屋外での火の使用等の禁止の努力義務が課されます。

一方で「林野火災警報」は、林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、発生した林野火災が大規模化しやすい危険な状況になったときに発令されます。発令地域では**屋外での火の使用等が禁止**され、違反した場合は罰則が科せられます。各自治体の発令に十分ご注意ください。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令のタイミング	林野火災の予防上注意を要する気象状況になったとき	林野火災の予防上危険な気象状況になったとき
発令指標例 <small>(地域の気象特性等に応じて市町村で設定可能)</small>	直前3日間の合計降水量1ミリメートル以下 + 直前30日間の合計降水量30ミリメートル以下又は乾燥注意報の発表 <small>※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではない</small>	注意報の指標例 + 強風注意報の発表
発令の効果・罰則	屋外での火の使用等の禁止の努力義務 罰則なし	屋外での火の使用等の禁止 罰則 (30万円以下の罰金又は拘留)
火の使用制限区域	林野火災発生危険性に応じて市町村長が区域を指定可能	

山火事予防のポイント

- ❗ 乾燥・強風の日は火を使わない
- ❗ たき火や火入れは複数で行う
- ❗ 火から目を離さない
- ❗ 消火用の水を準備する
- ❗ 使用後は完全に消火する
- ❗ たばこの投げ捨て、火遊びは絶対にしない

出典：政府広報オンライン「山火事を防ぐためにできること」。乾燥・強風の季節は特に注意！

「森の国、木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



下仁田町森林組合は、林野庁が推進する『森の国・木の街』づくり宣言に参画しましたのでお知らせします。

「森の国・木の街」づくり宣言とは、自治体や企業が

①建築物の木造化などの木材利用の促進 ②木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言するものです。

下仁田町森林組合は遊具や土木資材などに間伐材を積極的に活用している取り組みが認められ「ぐんま木の利用促進功労賞」を受賞するなど、木材利用を推進しております。

この参画を契機に、木材利用および木材利用の効果の見える化への取り組みを、より一層推進してまいります。

群馬県森林組合連合会 木材市況

令和8年1月13日施行

樹種	長級	径級	高 値		平均値	
			m@	石@	m@	石@
スギ	3.00	10~13	9,360	2,600	9,360	2,600
		16~18	13,120	3,600	13,120	3,600
		20~28	13,890	3,900	13,890	3,900
	3.65	20~上	8,000	2,200	---	---
	4.00	10~13	12,550	3,500	12,550	3,500
		16~20	12,890	3,600	12,890	3,600
		22~28	13,180	3,700	13,040	3,600
30~上		16,000	4,400	12,150	3,400	
6.00	16~28	18,000	5,000	14,240	4,000	
ヒノキ	3.00	16~28	20,500	5,700	18,250	5,100
	4.00	10~13	12,220	3,400	---	---
		16~20	18,000	5,000	17,890	5,000
		22~28	17,300	4,800	---	---
		30~上	23,000	6,400	23,000	6,400
6.00	16~20	20,000	5,600	---	---	

組合員の皆様へ

◎住所変更をされた場合
◎所有山林に移動(相続・取得・売却)が生じた場合

右記の場合、森林組合への届出が必要になります。当組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

編集後記

令和8年1月から運用が始まった「林野火災注意報」及び「林野火災警報」。この編集後記を書いている最中も防災無線が鳴り響きました。全国で多発している林野火災。地域のかけがえのない自然を守るのは、私たち一人ひとりが防災意識を高めることが大切です。

下仁田町森林組合

〒370-2623
群馬県甘楽郡下仁田町
大字下小坂45-7

TEL 0274-82-2306
FAX 0274-82-2360



杉の木加工センター

〒370-2621
群馬県甘楽郡下仁田町
大字上小坂101-2

TEL 0274-82-6483
FAX 0274-82-6487

